

「共謀罪」の国会への提出に 断固反対します

安倍自民党・公明党政権は、「テロ等組織犯罪準備罪」の呼び名で新設しようとしている「共謀罪」法案を、今国会に提出することを狙っています。

この「共謀罪」法案は、これまで3回にわたり国会に提出されたものの、国民の強い反対で廃案となってきました。それは「共謀罪」が、実際の犯罪行為がなくても、相談や計画をただけで処罰されるというもので、具体的な行為を罰する近代刑事法の原則に反しており、また、思想や信条など、内心を処罰することは、憲法第19条の「思想及び良心の自由」に反しているからです。

政府は、今回の法案では、処罰対象を「組織的犯罪集団」に限っており、一般市民は対象にならないと説明していますが、「組織的犯罪集団」の定義はあいまいで、限定されていません。市民団体や労働組合が対象とならない歯止めはかかっておらず、さまざまな運動や団体を監視・盗聴、弾圧するために悪用される危険性があります。さらに、共謀、計画したことに加えて「準備行為」の要件を加えることで批判をかわそうとしています。その「準備行為」の概念も法案ではあいまいです。そして「準備行為」をしなかった者も、ほかの人間が「準備行為」をすれば共謀したとして罰せられるものとなっています。第二次世界大戦前、治安維持法制定時も労働運動は拘束されないなどと説明されていたものが、実際には労働運動を含む幅広い人たちが弾圧されたことを振り返るべきです。また、対象犯罪は「長期四年以上の懲役または禁錮の刑が定められている罪」676件という広範なものとなっています。

政府は「国際組織犯罪防止条約」の締結のためにこの法案が必要だと説明していますが、条約はマフィアなど越境性のある国際的に重大な経済犯罪の防止を目的にしており、国内犯罪の共謀を罰する立法は想定していません。さらに日本はすでにテロ防止関連の条約を13本締結しており、国内法も整備しています。テロ対策のために本法案を成立させる必要はありません。

国民への監視・盗聴、弾圧を可能にする「共謀罪」は、民主主義を破壊するものです。政府にとって都合の悪い運動や団体を抑圧し、日本を「戦争する国」にしようという安倍自民党・公明党政権の意図が見え隠れする、「共謀罪」の国会への提出に断固反対します。

2017年2月13日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝